資料

【協議事項】

第８次鹿児島県保健医療計画（圏域編）の中間見直しについて

第８次鹿児島県保健医療計画（圏域編）の中間見直しについて

１　計画全体と「圏域編」の位置づけ

県保健医療計画（第８次計画：令和６年～11 年度）は、医療法に基づき本県の保健医療提供体制の確立を目指す基本的方策を定めたものであり、県民の保健医療ニーズの多様化や、人口減少、高齢化に伴う医療需要の変化、医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題等を踏まえ策定している。

二次医療圏ごとの具体的な方策については、「圏域編」として県計画に一本化している（Ｐ３「Ⅲ 計画の構成 第 11 章 圏域編（中間見直し前）」参照）。

「圏域編」の策定及び進捗管理を行うため、鹿児島市保健所と地域振興局・支庁ごとに保健医療等の関係者で構成する地域保健医療福祉協議会を設置している。

２　保健医療計画の中間見直しについて

県保健医療計画は、医療法に基づき概ね５年ごとに見直しを行ってきたが、「第７次保健医療計画」（H30 年３月策定）以降は、医療法の改正により計画期間が６年となり、併せて３年ごとの中間見直しが義務付けられた。

現行の第８次計画については、今年度、計画策定から３年が経過することから、中間見直しを実施することとする。

３　今回の中間見直しの考え方

国において、新たな地域医療構想に関するガイドラインが令和８年７月３日に示された。

新たな地域医療構想を踏まえた医療計画は、第９次医療計画から策定することとされており、第８次保健医療計画の中間見直しには反映しないこととされている。

このため、令和８年度に実施する県計画の中間見直しでは、国の指針改正や現計画策定後の状況変化を踏まえ、見直しが必要な事項について変更を行う。

４　中間見直しのスケジュール

「県保健医療計画（圏域編）中間見直しスケジュール（案）」（Ｐ４）のとおり

５　今回見直しを行う（圏域編）原案について

現時点では、県の施策の方向性が決まっていないことから、今回の圏域編では、主に「現状と課題」の数値等について時点修正を行っている。今後、県計画の施策の方向性が示された段階で、その内容を踏まえ、追記する予定である。

６　第８次鹿児島県保健医療計画（圏域編）中間見直し原案

曽於保健医療圏：別添１－１のとおり

肝属保健医療圏：別添１－２のとおり

【協議１】

曽於保健医療圏については、別添１－１を、保健医療計画（圏域編）中間見直し原案について、御意見を回答ください。

【協議２】

肝属保健医療圏については、別添１－２を、保健医療計画（圏域編）中間見直し原案について、御意見を回答ください。

※現行の第８次保健医療計画（中間見直し前）の概要です。

鹿児島県保健医療計画の概要

Ⅰ 計画策定の趣旨

現行の保健医療計画の期間終了に伴い，県民の保健医療ニーズの多様化や，人口減少や高齢化に伴う医療需要の変化，医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応，新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題等を踏まえ，新たな計画を策定

Ⅱ 計画の位置づけ

○医療法第30条の４第１項の規定に基づく計画として，本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となるもの
○本県の保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を取りながら連携・役割分担して推進

［計画期間］
令和６年度～令和11年度（６年間）

基本理念

県民が健康で長生きでき，
安心して必要な医療を受けられる鹿児島
《健康寿命の延伸・生活の質（QOL）の向上》

Ⅲ 計画の構成

第１章　総論
　第１節　計画の策定　　第２節　鹿児島県の概要
　第３節　地域診断

第２章　保健医療圏
　第１節　保健医療圏の役割　　第２節　二次保健医療圏の設定
　第３節　基準病床数

第３章　健康づくり・疾病予防の推進
　第１節　健康の増進　　第２節　保健対策の推進
　第３節　疾病予防対策の推進

第４章　患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備
　第１節　医療提供体制の整備
　第２節　安全・安心な医療提供体制の整備

第５章　安全で質の高い医療の確保
　第１節　医療従事者の確保及び資質の向上
　第２節　医療連携体制の構築
　第３節　疾病別の医療連携体制
　第４節　事業別の医療連携体制
　第５節　その他の医療を提供する体制の確保

第６章　地域包括ケア体制の整備充実
　第１節　介護サービス等の充実
　第２節　在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備
　第３節　医療と介護の連携
　第４節　高齢者の支援
　第５節　障害者・難病患者等の支援

第７章　令和7（2025）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）
　第１節　地域医療提供体制の概要等
　第２節　人口推計及び医療提供体制の現状等
　第３節　構想区域と病床の必要量（必要病床数）
　第４節　地域医療構想の推進
　第５節　外来医療計画

第８章　健康危機管理体制等の整備
　第１節　健康危機管理対策の推進
　第２節　安全で衛生的な生活環境の確保

第９章　持続可能な医療保険制度の構築
　第１節　医療費適正化の推進
　第２節　後期高齢者医療制度の円滑な運用

第10章　計画の推進方策
　第１節　保健医療計画の周知と情報提供
　第２節　数値目標の設定
　第３節　計画の推進体制と役割

第11章　圏域編
　第１節　二次保健医療圏の概要
　第２節　各圏域の人口構造の変化の見通し及び医療連携体制

施策の方向性（主なもの）

【第３章　健康づくり・疾病予防の推進】
第１節　健康の増進
第２節　保健対策の推進
第３節　疾病予防対策の推進
　・感染症予防計画に基づく，総合的かつ計画的な感染症対策の推進

【第５章　安全で質の高い医療の確保】
第１節　医療従事者の確保及び資質の向上
１　医師
・医師修学資金の貸与や臨床研修医の確保など，総合的な医師確保対策
４　看護職員
・修学資金の貸与や看護師等養成所への財政支援等による看護職員の確保
第３節　疾病別の医療連携体制
１　がん
・がん予防の推進
・がんの早期発見・早期治療の推進
・がん医療の均てん化の推進
２　脳卒中
・発症・重症化予防
・発症後速やかな搬送と専門的診療が可能な体制構築の促進
３　心筋梗塞等の心血管疾患
・発症・重症化予防
・発症後速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制の促進
４　糖尿病
・発症・重症化予防
・治療及び合併症予防が可能な体制の推進
５　精神疾患
・多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第４節　事業別の医療連携体制
１　救急医療
・地域の実情に応じた救急医療体制の整備
・ドクターヘリ等による救急搬送体制の充実
２　災害医療
・災害医療体制の強化
・災害拠点病院の機能等の充実
３　新興感染症発生・まん延時における医療
・新興感染症に係る医療提供体制の確保
４　離島・へき地医療
・へき地医療拠点病院やへき地診療所等による医療の確保，医療従事者の確保
５　周産期医療
・産科医や助産師等人材の確保と育成
・周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携
６　小児医療・小児救急医療
・小児医療の提供体制の充実・強化
・医療的ケア児等への支援の充実

【第６章　地域包括ケア体制の整備充実】
第２節　在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備
１　在宅医療の体制整備
２　人生の最終段階における医療の体制整備

《基準病床数》　（単位：床）

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	7,746	10,578	2,826
	南薩	1,128	2,366	871
	川薩	1,075	1,490	533
	出水	840	930	299
	姶良・伊佐	2,093	3,238	1,262
	曽於	605	690	286
	肝属	1,713	1,838	310
	熊毛	380	417	0
	奄美	1,099	1,621	520
	計	16,679	23,168	6,907
精神病床	県全域	7,313	9,302	
結核病床	県全域	68	68	
感染症病床	県全域	46	45	

数値目標（主なもの）

① がん
75歳未満のがんによる年齢調整死亡率（人口10万対）　男性　82.5（R4）⇒80.6（R11）
女性　51.5（R4）⇒47.7（R11）
② 脳卒中
75歳未満の脳血管疾患による年齢調整死亡率（人口10万対）
男性32.2（R2）⇒ 減少（R11）
女性13.6（R2）⇒ 減少（R11）
③ 心筋梗塞等の心血管疾患
75歳未満の心疾患による年齢調整死亡率（人口10万対）
男性46.0（R2）⇒ 減少（R11）
女性16.8（R2）⇒ 減少（R11）
④ 糖尿病
糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数（人口10万対）　14.3（R3）⇒12.2（R15）
⑤ 精神疾患
自殺死亡率（人口10万対）
20.3（R4）⇒13.3以下（R10）
⑥ 救急医療
救急告示医療機関の数
102施設（R5）⇒現状維持（R11）
⑦ 災害医療
DMAT数
27チーム（R5）⇒51チーム（R11）
⑧ 新興感染症発生・まん延時における医療
協定締結医療機関（入院）の確保病床数
流行初期：342床，流行初期以降726床
⑨ 離島・へき地医療
へき地医療拠点病院の必須４事業実施率
88.9%（R4）⇒100%（R11）
⑩ 周産期医療
周産期死亡率（出産千対）
2.5（R4）⇒2.5（R11）
⑪ 小児医療・小児救急医療
小児死亡率（15歳未満人口10万対）
22.6（R4）⇒19.2以下（R11）
⑫ 在宅医療
訪問看護ステーション利用実人員（高齢者人口千対）17.3人（R3）⇒24.0人（R11）

県保健医療計画（圏域編）中間見直しスケジュール（案）R8.7

	保健医療福祉課	本庁関係課	地域振興局・支庁
R7 年度	○中間見直し方針の検討 ○県保健所長会での説明（11 月） ○統括保健師等連絡会での説明（12 月）		○圏域編の進捗管理作業 ○地域保健医療福祉協議会の開催
R8.4	○地域振興局・支庁の取組状況確認 ○医療計画圏域編担当者会議(4 月 23 日)		○検討体制の検討等
R8.5	○各担当課の取組状況確認	・県独自の見直し項目及び協議の場の確認	
R8.6～ R8.7	○国指針改訂の確認（**6 月 10 日**） ○庁内関係課への説明・作業依頼 ○地域振興局・支庁への圏域編中間見直し作業依頼（原案作成）	・各分野における中間評価の実施 ・中間見直し事項の整理 （必要に応じ） 協議の場での検討	・圏域編原案作成作業 ※本庁関係課から提供される情報も踏まえ，圏域編の修正等を行う。
R8.8	**○第１回計画策定委員会(8 月下旬～9 月上旬)** ・現計画の中間評価・進捗状況等報告 ・中間評価・設定指標見直しについての協議 ○本庁関係課へ県計画（原案）の作成依頼	・原案作成作業	**○第１回地域保健医療福祉協議会の開催** （8 月下旬頃～9 月中旬） ・圏域編（原案）について意見照会
R8.9			○地域保健医療福祉協議会意見反映 ○圏域編（素案）提出 （9 月下旬）
R8.10	○(圏域編)本庁関係課へ見直し意見聴取 ○県計画（素案）作成・取りまとめ ○県計画（素案）知事レク	・圏域編見直し意見作成 ・中間見直し原案の提出	○本課からの意見を反映し修正を検討 修正版圏域編（素案）提出
R8.11	**○第２回計画策定委員会** ・保健医療計画（素案）をもとに協議 ・基準病床数の設定 ○五師会（※）への意見聴取 ※県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会		○策定委員会意見を反映した圏域編（素案）作成 ○地域医療連携に係る医療機関一覧の整理 （～２月）
R8.12	○県議会環境厚生委員会での説明 ○策定委員会，県議会環境厚生委員会，五師会等からの意見を反映し計画（案）を作成	○県議会環境厚生委員会の意見を踏まえ反映を検討 ○五師会等の意見を踏まえ反映を検討	○県議会環境厚生委員会の意見を踏まえ反映を検討 ○五師会等の意見を踏まえ反映を検討
R9.1～2	○県計画（案）とりまとめ ○市町村等への意見聴取→意見の反映 ○パブコメ実施（１月下旬～２月下旬） ○県計画（案）知事レク		○圏域編（案）提出 （１月上旬） ○パブコメ，市町村等からの意見反映
R9.3	**○第３回計画策定委員会** ○医療審議会へ諮問，答申，計画決定 ○厚生労働大臣への提出		**○第２回地域保健医療福祉協議会の開催** ・保健医療計画（圏域編含む）の郡市医師会等関係団体への説明 ・地域医療連携に係る医療機関一覧決定

※第２回計画策定委員会後のスケジュールについては流動的な要素を含むため、今後変更となる可能性があります。